

三重県地域活性化雇用創造プロジェクト（第2期）賛助会規約

（目的）

第1条 三重県地域活性化雇用創造プロジェクト（第2期）（以下「プロジェクト」という。）は、三重県内の自動車、食・観光、情報関連産業において、産業政策と一体となった雇用創出に取り組むことで、安定的かつ良質な雇用を創造することを目的としている。

本規約は、三重県地域活性化雇用創造プロジェクト（第2期）推進協議会規約第10条に基づき三重県地域活性化雇用創造プロジェクト（第2期）賛助会（以下「本会」という。）を設置し、円滑かつ適切に運営することを目的として、必要な事項を定めるものである。

（役員）

第2条 本会に、次の役員を置く。

（1）代表 1人

本会を代表し、業務を統括する。

（2）理事 3人以内

代表とともに本会の運営にあたる。

（3）監事 1人

本会会計を監査する。

2 代表は、三重県地域活性化雇用創造プロジェクト（第2期）推進協議会（以下「推進協議会」という。）会長をもってあてる。

3 理事及び監事は、推進協議会の構成員の中から代表が指名する。

（役員任期）

第3条 役員任期は、令和4年3月31日までとする。

2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（理事会）

第4条 理事会は各年度1回開催し、予算・決算を審議議決する。その他必要に応じて臨時に理事会を開催することができるものとする。

2 理事会は代表が招集する。

3 理事会は、代表が議長となる。ただし、代表が出席できないときは、あらかじめ代表が指名する者が議長となる。

4 理事会は役員2分の1以上の出席をもって成立し、理事会の議決は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは、議長がこれを決する。

5 理事会は、必要に応じて書面、又は電子メールによる開催とすることができる。

（会員の資格）

第5条 本会の会員は、プロジェクトの目的及び事業を支援し賛助する企業であり、三重県内に事業所がある、又は事業所を設置する予定のある企業とする。

会員は次の2種とする。

(1) 一般会員

特別会員以外の会員をいう。

(2) 特別会員

「イー2②ICT人材確保支援補助金」及び「イー2③就転職フェア出展支援補助金」のいずれか、又は全部を活用することができる会員をいう。

(会費)

第6条 会費は年会費及び別表の臨時会費とする。

2 一般会員の年会費は、無料とする。ただし、特別会員の年会費は、30,000円又は50,000円とし、申込年度の2月末日までに納めるものとする。

3 臨時会費は、別表に定める対象ごとに、利用する際に納入する。

4 納入された会費は返納しないものとする。

(会員の便益)

第7条 会員は以下の便益を受けることができる。

(1) プロジェクト各種事業（無料の事業）への参加

(2) プロジェクトホームページへの企業名の掲載

(3) プロジェクト各種事業、その他の三重県及び公益財団法人三重県産業支援センターが実施する事業の案内

(4) 特別会員は、納めた会費が30,000円の場合、「イー2②ICT人材確保支援補助金」、「イー2③就転職フェア出展支援補助金」のいずれかを活用することができる。納めた会費が50,000円の場合、全部を活用することができる。ただし、活用できる回数は、各事業1回を限度とする。

(5) 別表に定める臨時会費のうち、事業利用料の対象事業は、対象の事業ごとに10,000円を納めることで活用することができる。

(6) 別表に定める臨時会費のうち、高度加工機器利用料の対象機器は、対象の機器ごとに1時間あたり2,000円を納めることで活用することができる。

(入会申込)

第8条 入会を希望する企業は、本規約に同意し、かつ本規約を遵守することを誓約のうえ、所定の申込用紙に必要事項を記入し、推進協議会事務局に提出するものとする。

2 入会申込後に会員資格を変更する場合、別途推進協議会事務局に申請するものとする。

(会員の資格期間)

第9条 会員の資格期間は、入会申込後から令和4年3月31日までとする。ただし、

特別会員の資格は入会年度限りとする。

- 2 一般会員の資格は、毎年度自動更新される。特別会員の資格は、資格期間の終了後、翌年度の4月末日までに継続の申請がない場合、一般会員として自動更新される。
- 3 会員は退会したとき、本会が解散したときは、会員資格を喪失する。

(会費の使途)

第10条 プロジェクトの目的を達成するために推進協議会が実施する事業に係る三重県への負担金として使用する。余剰金は、次年度へ繰り越しできる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算)

第12条 本会の予算は、代表が作成し、理事会において承認を得なければならない。

(決算報告)

第13条 本会の決算は、代表が作成し、監事の監査を受け、理事会において承認を得なければならない。また、推進協議会総会において報告するものとする。

(文書)

第14条 文書の取扱いについては、三重県の例による。

(事務局)

第15条 本会に事務局を置き、本会の事務の調整、会計事務にあたる。

- 2 本会の事務局を、三重県雇用経済部雇用対策課及び公益財団法人三重県産業支援センターに置く。
- 3 事務局長は、三重県雇用経済部雇用対策課長をもってあてる。
- 4 事務局長は、事務を総括する。
- 5 本会の会計事務の処理については、代表が別に定める。

(調査等への協力)

第16条 会員は推進協議会が実施する雇用に関する調査等に協力するものとする。

(申込書記載事項の変更)

第17条 会員は、入会後に企業名、メールアドレス等、申込書の記載事項の変更が生じた場合は、速やかに推進協議会事務局に報告するものとする。

- 2 前項の変更の報告の遅滞に起因する本会からの通信途絶又は誤配については、本会は責任を負わないものとする。

(会員情報等の取扱い)

第18条 本会は、会員が入会申込時に届け出た会員に関する情報（第17条により変更された情報を含む）を厳正に管理し、その保護のために必要な措置を適切に講ずるよう努める。

2 会員情報を、会員に同意を得ずにプロジェクトの活動以外の目的に利用しないこととする。

(反社会的勢力の排除)

第19条 会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

(1) 法人等又はその役員等が、暴力団関係者と認められる。

(2) 法人等又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる。

(3) 法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。

(4) 法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。）。

(5) 法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる（社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）。

(6) 法人等又はその役員等が、暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる。

2 会員が、前項の規定に反することが判明した場合、会員資格を取り消し、支払った会費は返納しないものとする。

(解散)

第20条 本会は推進協議会の解散をもって解散する。本会が清算をする場合において有する残余財産は、三重県に贈与するものとする。

附 則

1 この規約は、令和元年7月22日から実施する。

別表 三重県地域活性化雇用創造プロジェクト（第2期）賛助会の臨時会費（第6条第1項関係）

種 別	対 象	単 位	金 額
事業利用料	<p>1 イー2②ICT人材確保支援事業における「ICT活用ハンズオン支援事業」（専門家派遣）</p> <p>2 イー2③働き方改革実践取組促進事業における「多様で働きやすい職場づくり専門家派遣事業」、「働き方改革アドバイザー派遣事業」及び「障がい者の働きやすい職場づくりモデル事業」（専門家派遣）</p> <p>3 イー2④実践型高度ものづくり技術人材育成事業における「自動車分野における専門コーディネータ派遣事業」（専門家派遣）</p> <p>4 ウ希望がかなう就職サポート事業における「若年求職者等就職総合支援事業」、「女性の就職サポート事業」において実施する採用関連イベント（合同企業説明会、就職マッチング）</p>	1年	対象の事業ごとに 10,000円
高度加工機器 利用料	イー2④実践型高度ものづくり技術人材育成事業において工業研究所に設置したX線CT装置及び3次元CAM装置の利用料	1時間	2,000円